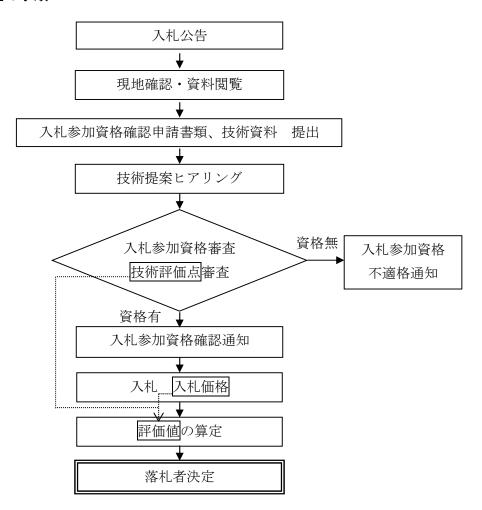
# 静岡県流域下水道維持管理業務委託に係る総合評価落札方式 落札者決定基準

#### 1 落札方式

制限付き一般競争入札(総合評価落札方式)による。

### 2 落札者決定の手順



## 3 総合評価の方法

### (1) 落札者の決定方法

総合評価落札方式による落札候補者は、入札参加者のうち、次のいずれの要件も満たすものの中から選定される。

- ・ 入札価格が予定価格の範囲内の価格のもの
- ・ 入札参加者が、公告に定めた必要な要件を満たし、無効でないもの
- ・ 入札公告で定めた技術提案書等の資料を提出したもの
- 技術提案における提案内容が適正標準案以上と認められるもの

これらを満足するもののうち、評価値の算出方法で算出された評価値が最も高いものを落札者とする。

評価値の算出方法は、県では、Value for money の考え方に基づき、技術提案等による業務品質の一層の向上を図る観点から、価格当たりの業務品質を表す指標となる除算方式を採用する。

### (2) 評価値の算出方法

評価値は以下の式により算出する。

評価値= {(技術評価点) / (入札価格)} ×1,000 = {(標準点+加算点) / (入札価格)} ×1,000

- ・ 評価値は、小数点以下4位止め(5位を四捨五入)とするが、同位の者がある場合は、評価に差が生じるまで小数点以下の位止めを増やすこととする。
- ・ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補 者を決定する。
- ・ 技術評価点及び加算点は、小数点以下2位止め(3位を四捨五入)とする。
- ・ 評価値の計算において、入札価格は千円単位とする。(1,000 円未満の数値は 小数点以下で扱う)
- 評価値の計算において、1,000 は、評価値を比較するため、便宜上乗じている。
- ・ 加算点は、入札参加者が獲得した評価点の合計とする。
- ・ 標準点は、最低限の要求を満たしている場合に付与する基礎点として 100 点と する。
- ・ 入札価格が、後述する「評価上限価格」を下回った場合は、「評価上限価格」を 評価算定上の入札価格として算出する。
  - ① 入札価格≧評価上限価格の税抜き金額の場合評価値= {(技術評価点) / (入札価格)} ×1,000= {(標準点+加算点) / (入札価格)} ×1,000
  - ② 入札価格<評価上限価格の税抜き金額の場合 評価値={(技術評価点)/(評価上限価格)}×1,000 ={(標準点+加算点)/(評価上限価格)}×1,000

#### (3) 評価上限価格

「評価上限価格」は、設計価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が設計価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合は、10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

- ① (直接業務費+ユーティリティー費+定期点検等業務委託費(直接業務費相当額)+小修繕費)の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② (直接経費+定期点検等業務委託費(共通仮設費相当額))の額に10分の 9を乗じて得た額
- ③ (技術経費+間接業務費+定期点検等業務委託費(現場管理費相当額)) の額に 10分の9を乗じて得た額
- ④ (諸経費+定期点検等業務委託費(一般管理費相当額))の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

評価上限価格算出の基礎となった額の合計額は1万円単位とし、1万円未満の端数は切捨てる。

### (4) 技術評価点

### ア標準点

表1の各評価細目に対する技術提案について、すべての提案が標準案以上の場合に標準点として100点を付与する。

### イ 加算点

表1の各評価細目に対する技術提案について、標準案より優れている提案の場合に加算点として表1に示す点数を付与する。

表1:評価項目及び配点

評価項目	評価細目	評価基準	配点
電力消費を抑えるための工夫	電力消費を抑えるための運転管理の工夫	提案内容が現地条件 を踏まえて適切であ り、実現性が高く優れ ている場合に優位に評 価する。	5. 0
	電力消費を抑えるための業務環境の工夫		5. 0
処理場の安定稼働に関する工夫	施設の長寿命化を図る工夫		5. 0.
	設備故障により機能停止した 場合の影響を最小限に抑える 工夫		5. 0.
	異常気象時の流入量増大への 備えと運転操作の工夫		5. 0.
保守点検業務の効率化に関する工夫	ICTを活用した日常点検業務のデータ収集及び整理の効率 化に関する工夫		5. 0.
計			30. 0

### (5) 標準案及び技術提案について

- ・ 上記評価細目に対する技術提案について、契約約款、業務要求水準書、各特記 仕様書に示される各事項を満足する方法を標準案とし、技術提案書には標準案 以上の提案を記載する。
- ・ 技術提案書の記載内容が、標準案以上であると認められない場合、根拠の伴わない数値の提案を行った場合は、入札の参加を認めないので留意する。

### (6) その他

・ 技術提案書に記載された内容の中で、同様の提案が複数記載されている場合は、 まとめて1つの提案として加点する場合がある。